

**令和3年度**

**事業計画書**

**社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会**

# 令和3年度事業計画

## 【基本方針】

本町も少子高齢化により、ひとり暮らしの高齢者も多くなってきており、日常生活において住民同士の支え合いが不可欠になってきています。反面、住民同士の関係は薄くなり、自治会活動も減少しているのが現状であります。住民同士がお互いに支え、支えられて安心して暮らすことができる社会(地域共生社会)の実現に向け、第2期琴浦町地域福祉活動計画(令和2年11月改訂)に基づき、町民の方と一緒に地域課題解決に集落、地域、福祉行政と協働して取り組み、住みよい町づくりのための地域福祉活動を展開していきます。当社会福祉協議会は地域を支え、地域から支えられる取り組みを進めます。

また、介護保険事業、障がい者自立支援事業は利用者の地域生活に必要とされる、選ばれる・魅力あるサービスの提供に努め、事業運営をしていきます。

## 【重点施策】

- 1 町民の福祉に対する意識の高揚と啓発に取り組みます。
- 2 地域の困りごとを町民と協働しながら課題解決に向けた地域づくりに取り組みます。
- 3 安心して利用できる福祉サービスの利用の促進に取り組みます。

## 【主な取り組み】

- 1 町民の福祉に対する意識の高揚と啓発に取り組みます。

地域福祉活動に関する実態把握を通して、福祉課題の共有と町民自らの課題であることへの意識を高める取り組みを進めます。

ホームページ運用、音声告知・TCCを活用した情報提供と福祉大会や各種研修会等を通して町民、福祉関係者との連携・協働に取り組みます。

また、福祉体験フェスティバル、福祉議会への参加やボランティア活動体験などを通じて、児童生徒、町民の福祉への理解と関心を高め、ユニバーサルデザインを考えたまちづくりに取り組みます。

福祉のまちづくりを進めるため、福祉を支える人づくりに、学校教育だけではなく地域のさまざまな関係機関や団体などと連携しながら、町民の福祉教育の推進に取り組みます。

- (1) 広報紙、ホームページを親しめる内容とし福祉情報を発信します。

- ・広報紙を全世帯に年2回配布します。

- (2) 琴浦町福祉大会の開催

- ・福祉功労者等表彰・講演、実践発表など
- (3) 福祉体験フェスティバルの開催（VR認知症体験）
- (4) 福祉議会による意見交換会の開催
- (5) ふれあいいきいきサロンへの助成と職員がレクリエーション指導に集落へ出向きます。
- (6) 福祉座談会などを通して地域における福祉教育に取り組みます。
- (7) 小・中学生の福祉教育に取り組みます。
  - ・「わくわく東伯」など職場体験事業を積極的に受入れ福祉教育の向上を図ります。

## 2 地域の困りごとを町民と協働しながら課題解決に向け取り組みます。

住民同士がお互いに支え、支えられる取り組みが広がるよう支援します。集落ごとの「福祉連絡会」(新規)の立ち上げに向けた支援と、「支え愛マップ」作成の推進をより強化していきます。

ボランティアの活性化を図るため、相談しやすい体制整備と住民の生活スタイルの多様化に合わせた生活を支えるボランティア活動者の拡充と、災害時におけるボランティア活動を、迅速かつ効果的に展開するための、体制整備と関係機関との連携強化に取り組みます。

- (1) 福祉委員・愛の輪協力員の活動を支援していきます。
  - ・福祉委員、愛の輪協力員研修会の開催(年1回)
- (2) 福祉座談会に集落に出向きます。
  - ・持続できる地域づくりに向け、地域の困りごとなど一緒に意見交換をする。(5集落)
- (3) 集落訪問の実施(継続)
  - ・福祉課題が当事者世帯のみの課題ではなく、集落や地域全体の課題ととらえ、支え合うネットワークの組織化と地域づくりに取り組みます。(60集落)
- (4) 福祉連絡会の立ち上げを支援します。(新規)
  - 一人暮らし高齢者、障がいのある方、子育て、ひとり親家庭世帯などに、ちょっとした手助けができるよう、各集落で見守りや支え合い活動を進めていくため、福祉連絡会の立ち上げを支援していきます(10集落)
- (5) 支え愛マップ(防災福祉マップ)づくりへの支援に取り組みます。(10集落)
- (6) ボランティアセンター運営の充実
  - ・ボランティア活動者のための研修会、ボランティアからの相談、保険加入受付や連絡調整など活動を支えます。
  - ・災害時には災害ボランティアセンター(ボランティア交流会)を設置し、町民の生活の再建に向け、ボランティアの派遣活動に取り組みます。
  - ・夏休みボランティア活動体験事業により小・中学生の自主的なボランティア活動を応援します。(8月)

### 3 安心して利用できる福祉サービスの利用の促進に取り組みます。

地域住民の生活課題を潜在化・複雑化させないために、関係機関や組織との連携を図り、協働による総合的な解決に向けての取り組みを推進します。

軽度の認知症や障がいがあっても、自立した生活の実現に向けて、日常生活自立支援事業や成年後見制度を行政と連携し推進に取り組みます。

#### (1) えんくるり事業の実施

・緊急的に生活が困難になられた方の相談に応じます。(現物給付による経済的支援を行います。)

#### (2) 日常生活自立支援事業の推進

・認知症や障がいなどにより金銭管理や福祉サービスの利用にあたって、不安のある方を支援します。

#### (3) 成年後見利用援助事業の推進

・認知症や障がいなどにより法律行為、財産管理ができないため困っている方を、社会福祉協議会が法人後見人として支援します。

#### (4) フードサポート事業の実施

・一時的に生活が困難になられた方に、ご寄付による食材や食品を提供しながら安定した生活が送れるよう相談や支援をします。

#### (5) 低所得者の方へ生活福祉資金の貸付を行います。(県社協委託)

### 4 法人運営及びサービス事業ほか

#### (1) 法人運営 理事会(7回)、評議員会(4回)、監査会(2回)の開催

#### (2) 苦情処理第三者委員会の開催(10月、3月)

#### (3) 共同募金委員会運営への協力

#### (4) 介護保険事業の運営

##### 通所介護事業所

介護・日常生活支援総合事業の方に日帰りで、食事、入浴などの支援や利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持のため、日常生活の自立に向けての支援を行います。またご家族の身体的、精神的負担の軽減を図り在宅生活の継続を支援します。サービス提供プログラムに生活上における機能訓練を実施していきます。

目標 利用者 月～金 30人/日 土 10人/日

#### (5) 障がい者自立支援事業の運営

##### ① 琴浦ふれあい事業所

##### ア 生活介護事業

常に介護が必要な障がいのある人に、入浴・排せつ、食事の介助、相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行います。また、機能訓練、創作活動、

生産活動、社会適応訓練の機会を提供し、身体機能等の向上のために、障がい特性に応じた支援を行います。

目標 利用者 20人/日

#### イ 就労継続支援B型事業

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、それぞれの能力に合わせた作業内容を提供し、就労に必要な知識及び能力向上のために訓練や支援を行います。利用者が意欲的かつ楽しみを持って取り組むことのできる活動を取り入れながら、就労の場の確保と工賃向上を目指します。

目標 利用者 20人/日 平均目標工賃 月額15,000円

#### ② 指定特定相談支援事業所

障害福祉サービス等を申請した障がい者・障がい児に、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（継続モニタリング）を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向け、関係機関と連携を図り本人や家族の希望する日常生活や社会生活を送ることができるよう支援を行います。

#### ③ 日中一時支援事業所（町委託）

障がい者・障がい児等の日中における活動の場を確保し、障がい者・障がい児等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。児童については、学校終了後や学校の休業日にサービスを提供し、障がいに応じた支援を行います。

#### （6）歳末たすけあい事業

① 小・中学校（養護学校）入学祝いに児童・生徒へ記念品を贈呈します。

② 除雪機購入助成事業（募金額の範囲内）

（地域福祉活動が顕著な集落（申請要件あり）に対して除雪機購入費用を助成します。）

（7）福祉団体・ボランティア団体事務支援（8団体）

（8）福祉センターの管理運営（ふれあい交流広場）

（9）災害見舞金の支給

（10）祭壇、レクリエーション用具等貸出事業の実施

（11）介護ボランティア事業（町委託）

（12）重層的支援体制整備事業における相談員の設置（町委託）

（13）法人連絡会の実施（町内社会福祉法人等による公益的な取り組みを検討）

（14）第4期琴浦町地域福祉計画（町が策定）の策定にあたり、地域福祉計画と連動した一体的な第3期琴浦町地域福祉活動計画の策定に取り組みます。

## 【廃止する事業・サービス】

1. さわやか福祉給食
2. 新生児誕生祝い品贈呈
3. 福祉情報カレンダー配布
4. 介護予防教室「はればれ」「いきがい」（町委託）
5. マイクロバス貸出